

# 「家庭の目的的定義と家庭機能」構築の試み

—家庭再定義による家庭の問題解決への糸口を探る—

An attempt to promote A Purpose-like Family Definition and its Functions  
Re-definition may create a way to solve the family problems

末吉 重人\* — Shigeto Sueyoshi

沖縄国際大学非常勤講師

すえよし・しげと（1956年生）：1978年日本福祉大学卒業。1991年6月 Unification Theological Seminary(N.Y., U.S.A.)宗教教育学修士課程修了（M.R.E.）。2001年沖縄国際大学大学院社会文化専攻課程修了（M.S.）。2000年から現職。社会福祉士。保護司、人権擁護委員

Key Words：核家族論、家族の定義、家族の問題、構築主義、マルクス主義フェミニズム

## 1. はじめに

現代家族の問題は複雑多岐にわたり、一括りでは議論が不可能なほどである。家族の定義に関しては、曰く、「ペットが家族である」、「結婚する意味がない」、「同性愛である」、「家族が一番ストレス要因だ」等である。

そのため家族社会学会では、もはや家族の定義は不可能、意味がない等指摘されるようになって久しい。しかし、福祉や医療の現場では相変わらず、家族の同意や承認が重視されるどころか、ますますその重要性が増している。また災害が発生するたびに、「家族の絆」の重要性が強調される。この理論と現実の乖離に関して筆者は、理論を現実に近づけるべきだと考えている。

そこで本稿では、従来の家族社会学の家族の定義とその機能をおさらいし、やや強引ながら新たな家族の定義と機能を提案したいと思う。それがアナクロニズムと指摘されることは承知の上だが、家族の絆強化が必要とされる社会的状況が強まる傾向にあると思われる状態に対し、理論的にその状況に対応するべく提案を行いたい。

その手順としては、まず、戦後我が国で一世を風靡した核家族論を再考し、その次に家族の機能を再検討する。その際に、マルクス主義フェミニズム、主観的家族論を考察する。家族の定義が不可能とされるようになった理論的理由がその二つであると筆者は理解しているからである。以下に説明するが、本稿は『学際研究 号』に寄稿したものをもとに加筆したものである。

## 2. いわゆる核家族論の誤解について

核家族（nuclear family）論はジョージ・マードック（George Peter Murdock 1897-1985）が提唱し、特に戦後のわが国においては一種の金科玉条のような扱いであった。高度経済成長時代には、恋愛結婚から生殖家族としての核家族を形成し、その上で、当初はアパートを借り、家電を買い、お金が溜まったら家を建て、車を買う。この消費循環が高度経済成長を支えたため、政府は政策的にも核家族化を進めた。

あるいはマッカーサーによる占領政策が日本の再軍備阻止であったため、占領政策が核家族化を押し進め、三世代家族による日本の伝統の継承を阻止した面があるかもしれない。今回はその点については深く触れない。

---

経済の低成長時代に入る頃から、核家族論は、わが国の家族の紐帯を弱める方向に導く要因となっ

たのではないかと筆者は感じている。その理由は、マードックの核家族論の都合のいい部分だけをつまみ食いし、政策化した結果ではないだろうか。

マードックが核家族論を提唱した『社会構造』(Social Structure)は1949年にアメリカのマクミラン社から発行された。日本語訳は1978年内藤莞爾によって行われている(監訳者)。内藤は1976年に日本社会学会会長を務めているが、フランス社会学を専門としており、エミール・デュルケム関連の著書が多い。

『社会構造』の概要は「解説」に記されている通り、核家族の人類における普遍性を強調したものとなっている。核家族とは「夫婦とその子どもから成る家族」のことであるが、その点について内藤は、我が国では核家族が「現象形態のそれとして」日本化されてしまったことに特徴があるという<sup>1)</sup>。つまり、「夫婦と子どもから成る家族=核家族」である、との誤解が定着化しているという。

しかしマードックの指摘した核家族とは、広い意味では一夫多妻や一妻多夫をも含んでいる。ひとりの夫が複数の妻を持つ、あるいはひとりの妻を複数の夫で共有する家族の形態である。これらが、「夫婦とその子どもから成る家族」とはどうてい思えないが、マードックの言いたかったことは、一夫多妻であれ一妻多夫であれ、中核となる夫婦とその子どもがいるということであった。これが「核家族」である。この、「核となる家族」が人類に普遍的であり、歴史的な起源も古いということであった。

ここにおいて筆者が強調したいことは、マードックが集計した250もの集団(資料として使用出来る集団は192であったという)において最も多い形態は「拡大家族」(核家族と祖父母からなる家族)であり、それは48%にもものぼったという点である。次に多いのは複婚家族(一夫多妻か一妻多夫)が28%、そしていわゆる核家族が24%と続いた。したがって、家族として集団を運営するのに適する形態は、拡大家族であった。

もしマードックの核家族論が、拡大家族として理解されていけば、現在のわが国の家族問題は違うものになっていたのではないだろうか。祖父母の居る核家族(三世代家族)であれば、それが同居の拡大家族であれ、祖父母が近くに住む修正拡大家族であれ、子育てへの両親の負担が減り、出生率の低下と子育て負担は軽減されていたのではないかということである。その点はマードックも触れているが詳細は後述する。

しかしわが国では先に述べたように、核家族を「夫婦とその子どもから成る家族」と理解してきたために、祖父母が核家族から排除される傾向が強くなった可能性が高い。祖父母が身近にいる家族は、伝統的な価値観の子どもへの継承、出生率の低下抑止、子どもの社会化など、プラスの面が多い。反面、家族構成員が増大するところから、その人間関係は複雑になるマイナス面はある。現在のわが国が抱える家族問題は、マードックの核家族論解釈の問題が影響を与えた可能性がある。

### 3. 家族問題は存在するか

ここまで筆者は、家族問題という表現を使ってきたが、そこには幾つかの議論が存在する。家族の問題があるかどうかについての議論である。本論に入る前にそこから検討してみたい。

たとえば「親子関係の歴史」が専門の広井多鶴子(実践女子大助教;当時)などは、「核家族は『家庭の教育機能』を低下させたか」<sup>2)</sup>のなかで、現代家族に特に大きな問題は認められないと主張する。広井の主張を筆者なりに要約してみると、①戦後、核家族が増大したとは言えない、②子どもの人間関係ベタの原因とされるきょうだい数は実際子どもを持つ家庭では2人であり、減少しているものの問題といえる事態ではない。子どものいない家族が増えた分、合計特殊出生率が1台になっているに過ぎない、③少年犯罪は減少傾向にある、④児童虐待の増加に関しても、児童相談所(以下、児相)

の

虐待通告受理件数の増加だけでは虐待が増えたと即断できない。その理由は統計の取り始めが1990年であり、まだ過去との比較十分なデータが揃っていない、⑤究極の虐待と言える「嬰兒殺し」に的を絞ってみるとは、1950年頃が400件とピークで2000年には33人まで減少している一などであると思われる。

さて「蟻の一穴」で、広井の主張はすべて反論しなくとも、何処か一か所への批判で、「現代家族が問題を抱えているとは言えない」との主張は成立しなくなるように思われる。そのポイントはやはり④⑤の児童虐待の増加であろう。広井は児童虐待の増加を過小評価している。

図表1の通り、児相への虐待報告数は平成23年に59,919件にも上っている。平成2年の1000件台前半に比べて50倍もの増大である。これを広井は、「虐待への認識が高まり、通告件数が増加した」と指摘、家族問題が存在する理由にならないとしているが、それは虐待の子どもに与える事態を過小評価していると見るべきであろう。通告は児童虐待防止法の虐待定義による、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④ネグレクトの四つをまとめたものであるが、どの虐待も児童の健全育成にとって大きな障害である。

さらに「虐待の究極の形態」とも言うべき児童殺害として広井は、「嬰兒殺し」を引用する。しかし「嬰兒」とは1歳未満の乳児を指しており、児童全体を意味しない。嬰兒殺しが過去と比べて減少していることは事実だが、しかし児童全体の虐待関連死は減少していない。

図表1では虐待死した児童と心中により死亡した児童との数字をあげているが、心中よりも子ども自身の判断による死ではないことを考えると、虐待死と同列に扱える。その前提で考えると、親による児童の殺害人数は平成16年が58人、平成17年が68人、平成18年が126人、平成19年1月1日～平成20年3月31日が142人、平成20年度が128人、平成21年度が88人、平成22年度が98人となっている。決して少ない数字とは言えない。

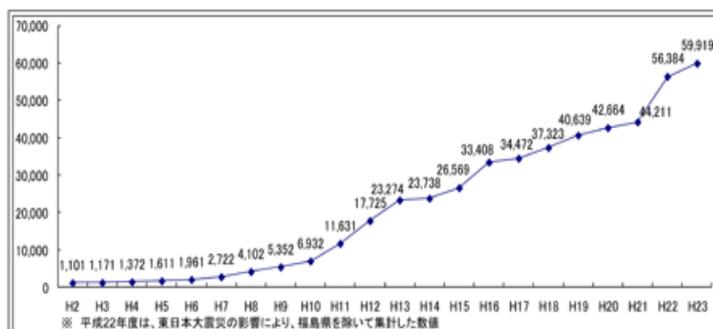
広井もその点は気になるものが見えて、引用した「嬰兒殺し」のデータに、『幼児・児童に対する虐待は大幅に増えている』とのコメントも加えている。しかしそのことを、「相談件数の増加」であると判断し、事態の深刻さの評価をトーンダウンしていると思われる。

しかし広井の指摘には的確な点もある。例えば、筆者の要約による①日本の核家族は増加していない、は概ね正しい。概ねというのは、核家族の世帯数は伸びたものの、その割合は約6割前後を推移している。人口増加が続いた高度経済成長期において世帯数では伸び、割合では一定であったという意味である。どちらの指標で捉えるかによって表現が異なって来る。しかし②のきょうだい数については、やはり全体として子どもの数が減少しているため、問題なしとは言えないだろう。少子化は先

<図1>児童虐待相談の対応件数等(児童相談所資料)

### 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成23年度は5.2倍に増加。



○ 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

|    | 第1次報告<br>(H15.7.1~<br>H15.12.31) | 第2次報告<br>(H16.1.1~<br>H16.12.31) | 第3次報告<br>(H17.1.1~<br>H17.12.31) | 第4次報告<br>(H18.1.1~<br>H18.12.31) | 第5次報告<br>(H19.1.1~<br>H20.3.31) | 第6次報告<br>(H20.4.1~<br>H21.3.31) | 第7次報告<br>(H21.4.1~<br>H22.3.31) | 第8次報告<br>(H22.4.1~<br>H23.3.31) |
|----|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|    | 虐待死<br>心中<br>計                   | 虐待死<br>心中<br>計                   | 虐待死<br>心中<br>計                   | 虐待死<br>心中<br>計                   | 虐待死<br>心中<br>計                  | 虐待死<br>心中<br>計                  | 虐待死<br>心中<br>計                  | 虐待死<br>心中<br>計                  |
| 例数 | 24<br>—<br>24                    | 48<br>5<br>53                    | 51<br>19<br>70                   | 52<br>48<br>100                  | 73<br>42<br>115                 | 84<br>43<br>107                 | 47<br>30<br>77                  | 45<br>37<br>82                  |
| 人数 | 25<br>—<br>25                    | 50<br>8<br>58                    | 56<br>30<br>86                   | 61<br>65<br>126                  | 78<br>64<br>142                 | 87<br>61<br>128                 | 49<br>39<br>88                  | 51<br>47<br>98                  |

※ 第1次報告から第8次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

進国共通の病であるとの指摘があり、現在の出生率が続けば 2050 年には現在より 3000 万人減少の 9000 万人台との国土交通省の指摘もあり、国力低下の原因を招くことになる。③の少年犯罪は指摘の通り減少傾向にある。総じて、日本の家庭に問題なしとは言えないというのが筆者の主張である。

#### 4. 性の統制を重視した家族研究の歴史

家族社会学では家族の研究史を、スイスの文化人類学者ヨハン・バッハオーフェン (1815-1887 年) の『母権制』(1861 年) を嚆矢とする。バッハオーフェンは、人類の当初は乱婚が行われ、その後母権制の社会が誕生、徐々に男性優位の家族や社会が構築されたと指摘した<sup>iii</sup>。男性は動物的に女性を妊娠させた後、子育てには係らない、また女性も多くの男性と性関係を持つため、父親は特定できない社会があったと想像した。

この思想を継承したアメリカの文化人類学者ルイス・モーガン (1818-1881 年) は『古代社会』(1877 年) の第三編のなかで家族の歴史について言及し、血縁家族→プナルア家族→対偶婚家族と家父長制家族→一夫一婦制と変遷した、と述べた。血縁家族とは家族内の兄弟姉妹間にインシストタブーのない家族であり、プナルア家族とは姉妹たちとその夫との間に性関係が持たれる形態、対偶婚とは一組の男女の結婚を基礎としてはいるものの互いに排他的ではない性関係を有し、家父長制家族は一夫多妻、そして最高段階の家族として一夫一婦制が登場したという<sup>iv</sup>。

バッハオーフェンやモーガンらの次世代の研究者により実証的研究が進み、彼らの家族変遷史は否定されることになった。つまり、マードックの主張する部族より家族が歴史的には先行し、核家族が普遍的に存在したというような事態になったのであった。

しかしバッハオーフェンやモーガンは、旧約聖書も研究対象としているため、その内容には、ユダヤキリスト教的な価値観が垣間見える。モーガンの家族の変遷史など、まさに性的秩序を確立して行く過程として家族が描かれているのが興味深い。旧約聖書のテーマのひとつも、当時の性的放縦からいかにユダヤ教的性的秩序を打ち立てるかにあるからである。本稿ではこの問題には深く触れない。

しかし既述したように家族間での近親相姦となる血縁家族や、その前段階であるとされる乱婚時代などは、その後の実証的な研究によって存在しなかったとされた。

マードックがその代表であり、その後登場したレヴィ＝ストロースもまたインシスト・タブーの原理がかなり早い段階から人類には存在したことを主張している。レヴィ＝ストロースは従来のインシスト・タブーの説明を三つに分類した。それは、①それが自然的・文化的産物であるとの立場、②自然的なものであるとの立場、③文化的な要素であるとの立場—の三つである。しかしそれらはどれも正しくなく、正しくは自然的なものから文化的なものに「根本的に」移行したのだという。その結果、「インセスト禁忌以前にまだ文化は与えられていない。インセスト禁忌とともに、自然は人間のもとに至上の支配力として存在することをやめる」<sup>v</sup>と述べたのであった。

マードックも『社会構造』第九章において「性の規制」と題してこのテーマを扱っている。曰く、「性の激しい衝動は、社会生活の拠って立つ協働関係を危険にし、破壊させる行動に人々を駆り立てていく。しかも当人は、そのとりことなっているあいだは、このことに気付かない。・・・おそらく長い人類の歴史にあっては、性的衝動の規制に失敗した民族もあったと思われる。そうした民族は、おそらく生き残れなかったであろう。性の社会統制は、こんにちでも、通文化的に普遍だからである」<sup>vi</sup>という。

この指摘の意味するところは、家族を社会制度として護るためには、その社会における性の統制を行わなければならないということである。これを現代社会に適用すれば、性犯罪の取り締まり、正しい性教育の普及といったところだろう。

そういう意味において筆者も強姦罪の重罰化には賛成である。

## 5. マードックは拡大家族の利点を指摘

マードックの指摘した拡大家族の利点とは、次のようなものであった。少し長くなるが引用する。「ところが拡大家族は、三世代またはそれ以上の人々からなり、時間を超えた無現の連続性を持って、特徴づけられる。...けれども、拡大家族の典型的形態が支配する場合には、配偶者の一方が定位家族とのきずなを切るだけである。もう一方の配偶者は、家庭に残って、そこで相手と結ばれる。そしてかれの生殖家族は、かれを通じて、かれの定位家族と、複合家族という集合体と結び合される。この過程は、ふつう、世代ごとに繰り返される。というわけで拡大家族は、時間的な恒常性を得ることになるのである。そしてこの時間的な連続性（＝恒常性）は、家族組織の諸形態のうち、拡大家族だけに特徴的であるが、なおこの点がそれを単系の親族集団や地域社会と同類のものとするものにもなってくる」<sup>vii</sup>。

つまりマードックは、核家族の場合、両親の死亡によってその家族は終わってしまうものの、拡大家族の場合は、両親が死亡してもその子どもの家族によって代を継ぎ、家族の継承が行われるというのである。その結果は、家族より大きな親族集団や、地域社会を形成することにもなる。

そのため、マードックが調査対象とした親族集団 250 のうち、48%が拡大家族を形成していた。種族の保存を考慮すれば、家族を継承し親族集団を形成するためには拡大家族が好都合だったのである。

現在、拡大家族の特徴のひとつである三世代家族の利点は、よく福井県が例に持ち出される。福井県は学力、体力とも全国で2位以内に入るが、その理由のひとつとして、三世代家族が多いことが指摘されている。祖父母世代との同居、あるいは近居だと、親世代が共働きをし、祖父母が養育を支援する傾向が強く、「親には安心と負担の軽減を、子には節度と規範の伝達を」<sup>viii</sup>もたらしていると考えられるという。

しかし子どもの学力・体力を押し上げている要因がすべて三世代同居にあるというわけではない。2010年時点の調査で三世代同居率が一番高いのは山形県であり、福井県は二位である<sup>ix</sup>。一位の山形県は子どもの学力・体力テストで上位にいない。三世代家族は、おそらく必要条件ではあるが、十分条件ではないといったところかもしれないが、必要条件であるだけでも、基本的条件とみななければならない。

しかしここで付け加えておかなければならないことがある。拡大家族とはマードックの定義に従えば、核家族と父親の祖父母の同居が原型となる。しかし筆者が家族問題解決の鍵となる拡大家族という場合、拡大家族だけではなく、マードックの言う修正拡大家族（核家族と祖父母が近くに住む形態）も当然、その対象となる。さらには遠隔地に居住していたとしても、今日の情報ネットワークの力を借りれば、修正拡大家族足り得る。たとえば、スカイプを使って子どもが祖父母と常にやり取りをすることも可能である。

そのため、拡大家族を「ネットワーク型拡大家族」と言い換え、そのなかに修正拡大家族と、日頃から情報ネットワークを使って核家族が祖父母と頻繁に交流する家族も含めたらどうだろうか。その場合、居住は、核家族と祖父母間に距離があっても構わないことになる。

## 6. 家庭の目的的定義の予備的考察—家族の定義に否定的な主観的家族論への反論の試み—

以上の考察を踏まえ、家族の定義問題に議論を移したい。家族の定義といえば、森岡清美のものが定番である。それは、「家族とは、夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とし、成

員相互の深い感情的係りあいでは結ばれた、第一次的な福祉集団」\*である。

しかし、この定義に対しての批判が多く提出されて久しい。しかし、より理論的な批判としてあげられるのは、山田昌弘ら構築主義者による主観的家族観からの批判、さらに上野千鶴子らによるフェミニズム、特にマルクス主義フェミニストからの批判があげられる。久保田裕之はこの批判に対し、それでも家族定義は必要であり、その妥当性こそが問われていると指摘する<sup>xi</sup>。筆者は、別の視点から両者への反論を試み、「家庭の目的的定義」という新たな概念を示したい。

始めに、山田の議論を見てみよう。山田は次のように述べる。「従来の伝統的な家族定義は、理想的な近代家族をモデルとしている。そのため、近代以前および近代以後の家族現象に適応しようとする欠陥が露見する。(手段としての) 家族という意識がない所に家族を見出ししたり、家族という意識がある関係を家族分析の対象から排除せねばならなくなる」<sup>xii</sup>。つまり、重要な点は、家族のメンバーが家族成員をメンバーと思っているかどうか(主観)が重要だということである。

したがって今日の家族の危機は、「近代社会の初期には、親族のみが成員基準となっている諸活動の及ぶ範囲と無償で行為が及ぶ範囲とは、ほぼ一致していたと思われる。しかし... (現在は: 筆者加筆) 親族のみが成員基準となっている活動同士、無償で行動する範囲がずれる事態が生じる。そのため、主観的家族像がはっきりしなくなり、その点が、家族危機意識を生起させている」<sup>xiii</sup>ことであるという。つまり、山田は、家族は親族から成り立っていること、相互の行為は無償であることを前提に、現代家族が、無償の行為を行う範囲が親族の範囲と重ならなくなっているところが家族の危機だと指摘する。

たしかに、ペットを家族と思っている人はペットに対し無償の行為を行う。高い治療費を支払い、餌を提供する。それは一見無償の行為であるように見えるもののしかし、その代償はある。飼い主はペットから癒しという無形の代償を受領している。それはともかくとして、ペットは親族ではないため、従来の家族定義は当てはまらないという。

しかしながら、主観的な無償の行為と親族範囲にずれが生じたとしても、客観的な家族の定義は必要だろう。それは目指すべき家族の姿としての、目的的な家族像である。しかし主観的家族論の立場からは、そもそも「目指すべき家族像」という考え方自体がアナクロニズムであり、個人の自由を阻害する以外の何物でもないとの反論が出るだろう。しかし、個人の自由に「公共の福祉に反しない限り」との制限がつくように、家族の在り方にも制限がついてもいいと考えられる。それは家族の集合が社会を形成する現実がある以上、社会が健全に運営されるための家族像があるべきとの考え方である。

公共の福祉とは、たとえば、子どもの社会化や老人・病人の介護、災害時の対応など、である。また、現在、福祉の根幹となる地域福祉に関して、その土台となる地域づくりにも、家族の形成が前提となるため、家族の価値が見直されている今日、社会的に受け入れ可能な家族の定義が必要とされていると思う。

また主観的家族論には常に哲学で言うところの、主観的観念論の危うさが付きまとう。外界に存在するものが、人間の主観のなかにだけ、あるいは主観の代表的なツールとしての言語のなかだけにあると主張するようになる主観的観念論には、我々が常識的に存在すると感じ、対応するものまで、実際は存在しないなどと主張することがある。

主観的観念論の代表的な人物はアイルランドの哲学者ジョージ・バークリー(1685-1753)とされる。塚本明子によるとバークリーは「見られるも=対象は、見る自我と連りをもつ限りにおいて存在する、言い換えれば、ものは、対象化されるかぎりにおいて意味をもつことを強調し、これを観念(アイディア)と呼んだ。...彼は、ものの根底に、独立した客観的・永続的な実在を認め得ないこと、その存在を与えるものは、悟性のなかにしかないことを示そうとした」<sup>xiv</sup>という。

しかし既に述べた通り、我々の外界が実際には存在しないという主張は、我々の日常的な経験とそぐわない。そのため、主観と客観の関係は、少し古典的だと批判されるかもしれないが、インヌマエル・カントに戻るのが筋ではないかと思われる。

つまり山崎正一が指摘する「一切のものを意識の対象とする意識の主体性がなければ、バークレイやヒュームの実体否認論は成り立ち得なかったわけであるが、...この概念の確立が、カントの『先験的意識』である。ここではじめて、『主観』は『客観』に対する『主観』であり、『客観』は『主観』に対する『客観』であるという相関関係が明確となる端緒が開かれたのである」<sup>xv</sup>。

つまり、主観的家族論の家族の定義が成り立つには、客観的な家族定義が必要だということになる。主観的家族論は、本人がそう思うと考えているということであるため、それは違うとは言い難い。本人の信念の問題になるからである。そこでは公共性のみが問われるしかない。

## 7. マルクス主義フェミニズムからの批判への反論の試み

マルクス主義フェミニズムの代表的な論客は上野千鶴子である。フェミニストとしての家族の定義への批判は、その前提となっている核家族論が依然として家父長制的であるとのものである。その理由は、マードックの指摘した家族の四機能のなかの「性的役割分業」が、女性を男性に従属させる理論となっているとするからである。

男性が稼得し、女性が家事・育児を分担する場合、収入源を持つ者の力が支配的となるという。上野はさらにこの理解を「家父長制的資本制」と呼び、「近代産業社会は、生産労働と再生産労働とを分離し、一方を賃労働、他方を不払い労働としてそれぞれのジェンダーに割り当てた」<sup>xvi</sup>と説明した。

どういう意味かと言えば、「二十年前に、資本制は女性を専業主婦にすることから利益を得ていたのに、二十年後の今日は、むしろ兼業主婦にすることから利益を得ている。女性を職場に引っ張り出したのは、他ならぬ企業だった」<sup>xvii</sup>ということである。つまり二十年前資本制は、女性は専業主婦をすべきだとし、男性を労働力としていた。その際、女性には賃金は支払われずアンペイドワークとなり、男性のみに賃金が支払われるという不平等を生み出した。しかし、男性の労働力が足りなくなると、女性も主婦業と労働との二重の仕事をさせる兼業主義を強要するようになったという。

確かに家父長制が支配的であった時代の家族においては、男尊女卑の思想があり、女性が男性の下位に置かれ、女性差別が存在したことは確かである。

しかし筆者の理解では、マードックが調査した 250 もの集団は、産業化された社会の集団ではない。たとえば農業社会では、多産が財をもたらす源泉と考えられることから、女性は婚姻後、妊娠しているか授乳しているかの状態に長く留まる。その女性が戸外において稼得を行うことは合理的ではなく、家内での手仕事が都合よかつたはずである。産業社会においても、農業社会的な男女の性的役割分業が行われるべきであると、マードックが直接的に主張しているわけではないのではないか。

次にマルクス主義フェミニズムの批判は、核家族は近代に誕生したもので、歴史的普遍性はないとの立場に立つ。その根拠となるものがアリエスの『子どもの誕生』である。アリエスはフランスアナーール学派の歴史学者として、私文書や墓碑を通じて民衆史を研究したところ、ヨーロッパ中世には、現代と同じような子ども概念がなく、特に男児は 10 歳前に徒弟制度に入れられ、労働力として使役されていたことが判明したという。つまり、子どもに時間をかけて教育し慈しむ、現代家族は近代に誕生したという。

この指摘を受けて、エンゲルス以来のマルクス主義家族論は、核家族は普遍的なものではなく近代の産物であることを主張、併せて、家父長制的な仕組みが依然として女性を抑圧する機構となっていたとした。上野は、我が国での結婚の実態がまさにそうであると、次のように述べる。

「前近代社会では、男性の生涯未婚率はおよそ二割にのぼったといわれています。庶民でも結婚できるのは家督相続者の長男のみ、次男坊以下は、一生『部屋住み』の独身者として、長兄のもとで家内奴隷のような生活を強いられていたのです。...近代化とともに婚姻率が上昇します。1960年代半ばには40歳時の累積婚姻率が男性で97%、女性で98%という『全員結婚社会』が生まれました。だれもがパートナーと巡りあって添い遂げるといふ一夫一婦制の社会、単婚にもとづく近代家族の完成です」<sup>xviii</sup>。しかしその近代家族も、最近の家族が抱える課題として家庭内離婚、非入籍カップル、模擬家族、同好会カップルなどによって崩壊するという。

しかし冷静に考えてみると、アリエスの子どもの誕生が近代であるということは、近代家族の誕生が近代であることを示しただけであって、それが崩壊するまでは述べられていない。さらにアリエスは「私たちは、十五世紀から十八世紀にかけて家族意識が発生し、発達していくのを見てきた。...事実、家族意識の発達、農村に都市にしろ、貴族やブルジョワ、職人や商人の名士たちの階層に限定されていたのである。十八世紀以後、この意識はあらゆる身分に広まり...」<sup>xix</sup>と述べている。

近代をデカルト（1596- 1650）以降とすると、家族意識そのものは近代以前にも上流社会においては存在していたと考えるべきであろう。それは子女を教育し、財産を相続させる必要があったからに他ならない。しかし産業の発展によってある程度の経済的豊かさが労働者にも分け与えられるようになると、その階層での結婚・子育てが一般化し、近代家族と呼ばれるマジョリティが形成された。

確かに、核家族が歴史的にも普遍的であるとのマードックの主張が後退する面は避けられないが、近代家族の崩壊論は、マルクス主義フェミニズム等の主張に過ぎない。おなじフェミニストながら落合恵美子などは「今日、しばしば『ポスト・モダン』の時代が来たとか、来るとか言われるが、わたしは『近代』はそうやすやすと交替するような代物ではないと思っている。...これだけの紆余曲折を経てきた『近代家族』が、この程度の時代の変化で命脈を失うとは思えない」<sup>xx</sup>と近代家族の耐久性の良さを述べている。

興味深いことは、上野は前掲書のなかで「一夫一婦制は人類社会の到達点であると人類学者たちは考えました。これを『女性の世界的勝利』と呼んだのはエンゲルスです。別の言い方をすると『女性の嫉妬心の世界的勝利』つまり他の妻の存在に心が安まらなかった女性たちが、重婚状況を男に止めさせた、と」<sup>xxi</sup>書いている。しかし、エンゲルスの指摘に上野は否定的で、現状は結婚しない人が増加していると指摘する。

ところがマルクス主義家族論の基本的な考え方は、一夫一婦制が女性の解放であるとは考えていない。エンゲルスの指摘するように、「一夫一婦制が歴史に登場するのは、...一方の性による他方の性の圧制としてであり、それまでの先史の全期を通じて知られることのなかった両性の抗争の宣言としてである」<sup>xxii</sup>と、一夫一婦制が男性による女性への抑圧によって成立しているとのものである。

さらに辛辣に批判して、「親が息子のために妻を世話する」カトリック諸国での単婚（一夫一婦制）についてエンゲルスは、「その結果は当然に、単婚のうちに含まれる矛盾の完全な展開である。すなわち、夫の側でのさかんな娼婦性と、妻の側でのさかんな姦通である」<sup>xxiii</sup>とする。実はエンゲルスの盟友カール・マルクスも不倫の子を持っていた。その相手は妻イエニーがマルクスと結婚する際に連れてきた下女であった。この私生児に関し、妻と口論になったマルクスは、その子どもをエンゲルスに託し、育ててもらっている。こうした事情も、エンゲルスの一夫一婦制に対する激しい批判の一端となっているかもしれない。

## 8. 家庭の目的的定义とは

筆者が新たに提示したい家族の定義とは、「家庭の目的的定义」である。ここでいう家庭とは既述の

通り、家族内の人間関係を中心にした包括的なものを指し、目的的とは文字通り目指すべき目標といった意味合いで使用する。前提は森岡清美の定義に置き、「夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とし、成員相互の深い感情的係わりあいでは結ばれた、第1次的な福祉志向の集団である」を一部修正して次のようにしたい。

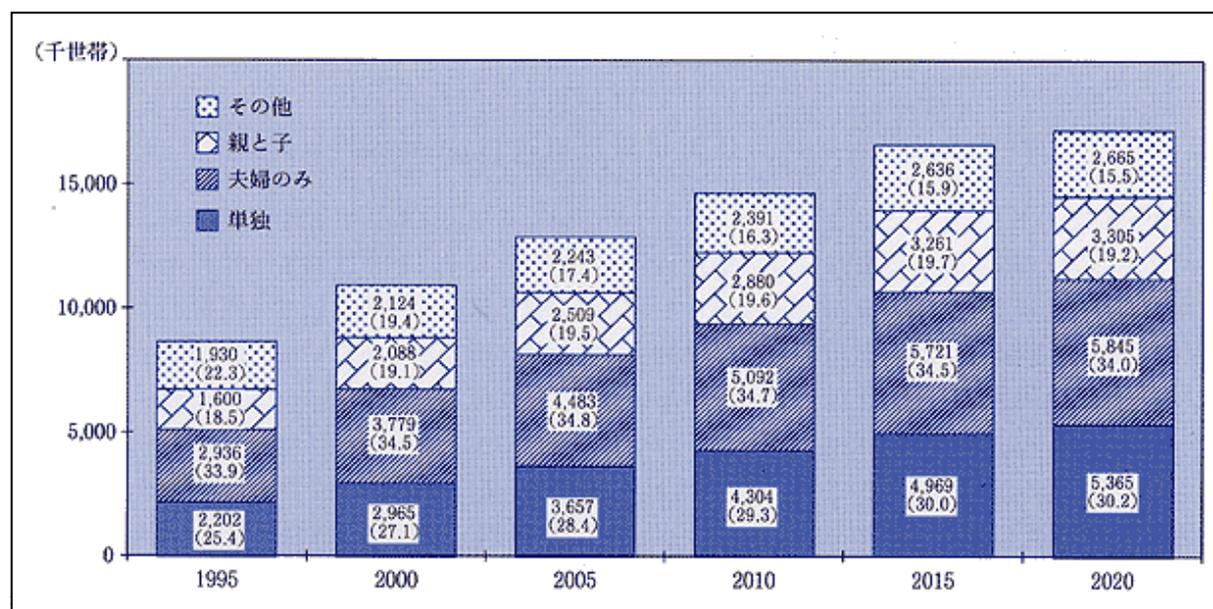
「祖父母、夫婦・親子・きょうだいなど近親者を主要な構成員とし、人格完成に必要な愛を習得するための成員相互の深い感情的係わりあいでは結ばれた、第1次的な福祉志向の集団である」。

森岡との違いを下線で示したが、その第一点目は、家庭の定義のなかに「祖父母」を入れたことである。これは三世代家族を形成するために不可欠な存在として祖父母を位置付けた。「夫婦・親子・きょうだい」では核家族しか形成されないため、家族の永続性・発展性（増大・拡大）が保障されない。マードックの核家族論のつまみ食いの弊害を修正するために祖父母の存在が不可欠である。

しかし、拡大家族における人間関係は、かつての封建的なものではないことは強調しておきたい。長幼の精神が維持されながらも、互いに十分な意見を述べ合うコミュニケーションが行われる関係と定義する。

第二に、家庭が「愛の人格を完成する場」としたことが、封建的人間関係にならないことを再確認している。これは大げさに聞こえるかもしれないが、家庭には本来、そうした機能があることを強調しておきたい。先ず子どもにとって親との間に愛着を形成し、人間として成長する基礎を持たなければならない。これを「子女の愛」と呼ぼう。森岡はこれを「第一次的福祉志向」と表現し、子どもの成長に対し、家族が第一義的な責任を持つことを強調した。二つ目に子どもはきょうだいとの間で、同世代、

<図2：家族類型別世帯数の推移（総務省）>



と同じである。夫婦愛では当初、夫が主体、妻が対象の立場に立つものの、相互作用が深まれば主客は

相互作用が深まれば主客は逆転するようなダイナミックな関係性を想定する。四つ目に、結婚後、親となって子育てをしながら親の愛を体感する。親の理想形は父母であるためこれを「父母の愛」と呼ぶ。その親子の間でも親から子への一方向の関係性を意味しない。子どもの成長と相まって双方向の

関係性が展開されるべきである。親の愛は、実は孫を育てる過程でさらに深まる。親時代は、責任を伴って子育てを行うため、子育てを楽しむゆとりがない。しかし祖父母となれば、無制限に孫を可愛がる事が出来る。その体験こそ、親の愛の極地だと考えられる。こうして、三世代の家庭には四種類の、人間にとって健全で最大限に経験し得る愛を体験する条件が揃うことになる。

もちろん、そうした家庭を形成するかどうかは、個人の選択の問題である。ある個人が三世代家庭をわざわざいいと考えれば、それまでである。しかし森岡の定義に対する批判としてよく持ち出される、定義に該当しない家族（たとえば、ひとり親家庭、同棲等）を、家庭の目的的定義は「欠損家庭」として社会的に排除したり、差別したりすることはない。今日の社会において、そうした家庭の「排除」はまったく意味がない。

もともと、筆者は森岡の定義にもそうした差別的な意図はないのではないかと考えている。あるとすれば定義を運用する際の、運用側の裁量によって行われたと考えるべきだろう。定義とは、なるべく例外が少なくなるような意味をその言葉に当てはめる作業といえる（もちろん独自の意味を付与することもあるが）。現存する家族の最大公約数的なものである。その点からいえば、現代家族は図2にみられる通り、2015年の単独世帯と夫婦と子どもから成る核家族世帯が同率に近づきつつあるため、核家族を家族の最大公約数とはいえなくなった。しかしそれでも、森岡の定義では、家族が血のつながりのある近親者によって形成されるという意味合いであるため、ひとり親家庭でも夫婦のみの家庭でも、定義に該当する。そうした場合は、図2でも指摘されている通り2015年における核家族世帯は54.2%となる。しかし独居については森岡の定義では、家族とはならないかもしれない。

その点、「家庭の目的的定義」は、目指すべき目標という意味合いであるため、そうなっている家庭もあれば、そうなっていない家庭もあることを前提としている。そうなっていない家庭は、希望すればそうなるよう、そうなっている家庭が支援する。たとえば、独居世帯の場合、同居していない親族がいる場合にはその親族とのネットワークを形成してネットワーク型家庭とする必要がある。もちろん、独居の本人が望めばではある。

もし、親族がいない場合、家庭は形成できない。しかし必要性が生じ、他人による支援ネットワークが形成されることになれば、疑似的家庭と呼べる関係を形成することが出来る。疑似的家庭とは、「他人による家庭的関係の形成であり、目的的家族の相似形」と定義できるだろう。その対象は、ペットでも構わないと筆者は考える。しかし疑似的家族には法律的な権利・義務関係が発生しないことは言うまでもない。疑似的家庭の形成は、目的的家庭形成の次善の策と考えられる。

## 9. 家族の機能の先行研究

次に家族の機能について考察してみよう。家族機能もジョージ・マードックに遡り、彼の四機能説が中心となる。マードックは自分で収集した部族サンプルから、家族には次の四つの機能があるとし、四機能説と呼ばれた。

- ① 性的機能：夫婦のみが法律上許可された性関係を持つこと。そのことによって男性の性欲の社会的コントロールが可能となり、社会の安定化に貢献する。
- ② 性的役割分業説：男性は稼得、女性は家事・育児との農業社会での役割分業を紹介した、しかしフェミニストは、この関係は男尊女卑の家父長制的思想であるとして批判したが、マードックの指摘は、部族サンプルがそうなっているということであって、今後も性的役割分業をしるということではないものと思われる。フェミニストの側に誤解がある。
- ③ 生殖機能：家庭は子ども再生産の場として最適の場であるという。

④ 子どもの社会化：子どもの経済的・精神的自立を行うこと。

以上の四つであった。

その後、米国社会では家電や学校システムの発達によって家事・育児・教育の外注化が盛んになったことから、家族機能は「愛情のみ」に集約されるとウィリアム・オグバーン（1886 - 1959）が指摘した。彼は家族機能が、①愛情機能 ②経済機能 ③教育機能 ④宗教機能 ⑤娯楽機能 ⑥保護機能 ⑦地位賦与機能の七つがあり、うち②～⑦が外注化されるとした大胆に主張したのである。

これに対し、タルコット・パーソンズ（1902 - 1979）が家族機能は二つは残っていると反論した。①大人のパーソナリティの安定、②子どもの第一次的社会化（第二次的社会化は学校が行う）であるという。

そうした経緯を経たものの、現在ではマードックの四機能説を改定し、①経済的機能、②出産機能、③養育機能、④家庭のメンテナンス機能の四つが、たとえば社会福祉等においては強調される。

## 10. 新たな家庭機能の定義

新たな家庭の機能は、新たな家族の定義をもとにマードックの家族機能論をベースに構築する。それらは、次の通りである。

① 性的機能：現在でも性関係は夫婦の間に限定されるべきものだと主張したい。その原則は崩壊しかかっていると指摘されることは十分承知の上ながら、社会的秩序を維持するべく、あえて性的関係を夫婦に限定することを強調する必要があると考える。

② 家族維持機能の役割分担：家族は稼得・家事・育児の三つの要素によって成り立つ。これを夫婦と祖父母で役割分担することが望ましいが、項目毎の分担、項目ずつの分担の双方がある。これを上手くするには夫婦・祖父母間に良好なコミュニケーションが不可欠となる。核家族より大家族が一人当たりの分担量が適量となる。育児は特に重要な項目であるため、④として扱う。

③ 生殖機能：現在でも子どもは、家族内において再生産するのが望ましい。健全な子どもの育ちには受容的父母のと規範的父母愛の両方が必要である。祖父母も父母の受容的役割、規範的役割を補完することができる。

④ 養育機能と養護機能：子どもに対しては、子どもの社会化（養育）を行い、老親に対しては養護機能を果たす。

問題は、これら家族の機能が不全になった際、社会福祉の支援を得る必要が出て来る。社会福祉は家族の機能を社会的に補完する機能を持つと考えるべきである。稼得に関しては所得保障（生活保護、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当）や各種減税措置が必要となる。

また家事に関しては、介護保険を利用したヘルパー派遣があるものの、家事そのものについての社会的支援は少なく、自己負担のサービスが少なく、家政婦や食事の宅配等を自分でおこなわなければならない。

## 11. 同性婚問題をどうするか

東京都渋谷区の同性パートナーシップの制定によって、家族崩壊の危機がますます指摘されるようになった。しかしこの点に関して、個人の性的嗜好については他人があれこれ指摘することが難しい時代となっている。旧約時代は石打ちの刑の対象であったが、今はそうするわけには行かない。したがって、同性愛は推奨こそしないものの、否定することは出来ない。

しかし結婚制度としては我が国には憲法24条の「両性」条項があり、これを「同性」と読み変え

るには無理があるため、同性婚は法的に認められないと主張することが出来る。

しかし欧米に同性婚を認める風潮が強くなり、我が国もその圧力にさらされているため、24条の修正局面がでてくるかもしれない。憲法改正には至らなくとも、解釈改憲との手法である。この事態を防止する理論武装が必要である。

その重要ポイントの一つは、子どもの **Well Being** (最善の利益) という視点である。これはかつてより、フェミニズムの弱点の一つと指摘されて来た。フェミニズムでは女性の権利回復には効果的だが、子どもの幸福追求の権利が阻害されるとの主張に説得力があった。そのため、同棲する同性愛者には養子を取らせないための法律が必要である。子どもの健全な発達に両性の愛情が必要なことが発達心理学で明示されている以上、同性の家庭に子どもを養子に行かせることは、新たな児童虐待と定義すべきである。つまり、五番目の虐待として、将来子どもが問題を抱える境遇を与えることを、「子どもの最前の利益の侵害」として定義し、児童虐待防止法の虐待の定義に加えるべきであろう。

招来、同性婚のようなものが法的に認められたとしても、同性のカップルへの養子だけは防止することが重要となろう。パートナーシップを制度として認めたとしても、その二人に養子を提供することを禁止する法律を制定しておく点が重要と思われる。子どもがいなければ、パートナーシップの影響が限定される。

### 家族の三分類

そこで家庭を三分類する法案を考案しておく必要性もあるかもしれない。家庭を子育てする家庭と、そうでない家庭に分け、国による支援も分けることにする。「子育て家庭」には手厚く、非子育て家庭には薄くする。しかし、子育てをしない家庭には、「同性愛家庭」(同性婚家庭とは呼べない)と、「両性婚不妊家庭」の両方があることになり、その対応も差別化する。

両性婚不妊家庭の不妊治療に国は最大限の協力を行い、少子化に少しでも歯止めをかける。また両性婚不妊家庭には積極的に養子を紹介し、子どもの健全な発達を支援する等の施策も用意する必要があるかもしれない。

## 10.終わりに

本稿では、マードックの核家族論が、高度経済成長に都合がいいようにつまみ食いされた結果、今日の家族問題を生み出した、少なくとも原因のひとつとなったことを述べた。その点を踏まえ、家族の定義を、新たに「家庭の目的的定義」として提案した。その内容は、マードックの指摘した拡大家族と修正拡大家族、これに距離的に離れていても情報ネットワークによって日常的にコミュニケーションを取るネットワーク型拡大家族を加えて家庭の目的的形態とした。こうした家族は、人間として体験できる健全な愛としては、おそらく最大限の四つの愛情を経験する家庭となることを示した。この定義によって、現在、難しいあるいは意味がないとされる家族の定義が可能になり、かつ家族問題の解消に資するための試みとなることを企図した。

改めて家族の重要性を考えるに、興味深い著書がある。ゴリラ研究で歴史のある京都大学の山際寿一の『「サル化」する人間社会』である。進化論の立場に立ち、アフリカでフィールドワークを行ってきた山際が主張するのは、最近の人間社会が、競争原理が支配するサル集団に似てきたことだという。サル社会のようではなく、人間は弱いものをいたわるゴリラのような社会を再形成すべきであると述べる。その際、最も重要な点は家族制度を維持することだと言う点に、筆者は進化論者の結論としての意外性と驚きを持って同著を読んだ。長くなるが以下に引用する。

「今、日本ではあえて家族を作らず個人の生活を送る人も増えて来ました。家族の束縛から離れ、

自由できのままに暮らそうというわけです。しかしここには見落とされているひとつの危険な事実があります。それは『人間がひとりで生きることは、平等に生きることに結ばつかない』という事実です。家族を失い、個人になってしまったとたん、人間は上下関係をルールとする社会システムの中に組み込まれやすくなってしまいます。家族という集団に属していれば、その中で自分の位置は安定します。生殖活動もまた、安定します。人間の家族は男女がペアになり、生殖活動を家族の中の夫婦に限ることで集団における性の葛藤を避けています。……家族をなくして集団原理だけでやっていくことは、優劣を重視したサル社会に移行することだと私は今、思っています」<sup>xxiv</sup>。ゴリラをフィールドワークしてきた学者だけに、逆説的な説得力がある。

実は同じような感想はエンゲルスにも持った。一夫一婦制に対し、それを支えるものが夫の浮気と妻の不倫であると非難したエンゲルスだが、将来、聖なる結婚が「新しい世代」によって行われるかもしれないというのである。以下に引用する。

「この世代は、その生涯を通じて、貨幣やその他の社会的権勢の手段で女性の肉体的提供を買い取る状況に一度も遭遇したことの無い男性たちと、真の愛情以外のなんらかの配慮から男性に身をまかせたり、経済的な結果を恐れて恋人に身をまかせるのをこぼんだりする状況に一度も遭遇したことの無い女性たちとの、世代である」<sup>xv</sup>

という。

進化論者の山際といい、マルクス主義の生みの親のひとりであるエンゲルスといい、「家庭の目的的定義」とは反対の立場に立つだろう人々の「家族の重要性、健全な一夫一婦制の大前提となる神聖な結婚」についての言及は、人間社会を健全にするための家族の重要性を物語っている。

---

i 『社会構造』 G・マードック、石原莞爾訳、新泉社、1978年、426頁

ii 『クォーターリー生活福祉研究』 通巻 57号 Vol. 15 No. 1

iii 『母権論 1』 JJ バッハオーフェン、岡道夫・河上倫逸編、みすず書房、1995年、36頁。バッハオーフェンは「母権制時代の後にくるのは父性支配の時代であり、母権制に先行したのは無秩序で自由な性交渉(乱婚制)である」と述べている。

iv 『古代社会・下』 モルガン著、青山道夫訳、岩波書店、昭和 36年、154-155頁

v 『親族の基本構造』 クロード・レヴィ＝ストロース著、福井和美訳、青弓社 2000年、94頁。レヴィ＝ストロースはインシスト・タブーの解釈をさらに進めて「インセスト禁忌は、母、姉妹、娘との結婚を禁ずる規則であるより、母、姉妹、娘を他者に与えることを義務づける規則、典型的な贈与規則である」(同著 775頁) であるとして、モース以来の贈与論を発展させてもいる。

vi 『社会構造』 310頁

vii 『社会構造』 56頁

viii 『福井県の学力・体力がトップクラスの秘密』 志水宏吉・前馬優策編、中央公論新社、2014年

ix PC 版都道府県別統計とランキングで見る県民性 2010 より

x 『新しい家族社会学三訂版』 森岡清美・望月嵩著、培風館、1993年、3頁

xi 「家族定義の可能性と妥当性」 久保田裕之『ソシオロジ第 55号 1号、2010年 5月』、社会学研究会発行 14頁

xii 「家族定義論の検討—家族分析のレベル設定—」 山田昌弘『ソシオロギス 10』 1986年、53頁

xiii 山田、同上、61頁

xiv 「独我論」 塚本明子『現代哲学辞典』 山崎正和、市川浩編、講談社現代新書、昭和 50年第 6刷、463-464頁

xv 「主観と客観」 山崎正一、同上『現代哲学辞典』 318頁。引用に登場するデービット・ヒュームはイギリス・スコットランドの哲学者。イギリス経験論を代表し、経験(数学的証明)に依る知識以外に対し懐疑的であり、思惟的な因果関係を否定した。しかし、実体の存在を否定するほどの懐疑主義者であったかどうか

---

は筆者には不明であり、ヒューム本人は自分のことを「温和な懐疑論」（『人と思想ヒューム』泉谷周五郎、清水書院、1988年、211頁）者と呼んでいる。

xvi 「変貌する資本制と家父長制」上野千鶴子、『女性と家族の変容』城西大学国際文化教育センター・水田宗子編、学陽書房、1990年、21頁

xvii 同上、『女性と家族の変容』22頁

xviii 『女たちのサバイバル作戦』上野千鶴子、文春新書、2013年、99-100頁

xix 『子どもの誕生』フィリップ・アリエス、杉山光進・杉山恵美子訳、みすず書房、1980年、381頁

xx 前掲『女性と家族の変容』「近代家族と日本文化」落合恵美子、65頁

xxi 前掲『女たちのサバイバル作戦』上野、100頁

xxii 『家族・私有財産・国家の起源』フリードリッヒ・エンゲルス著、戸原志郎訳、岩波文庫、1965年初版、2000年第38刷、86頁

xxiii 同上『家族・私有財産・国家の起源』93頁

xxiv 『「サル化」する人間社会』山際寿一、集英社インターナショナル、2014年164-166頁

xxv 同上『家族・私有財産・国家の起源』109頁